

奈良県林業・木材産業改善資金担保事務取扱要領

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年11月奈良県規則第三十号）第3条に規定する担保の取扱については、奈良県林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領（平成6年3月14日）によるほか、この要領による。

1 担保提出の時期

- (1) 借受者は、貸付申請書を事務委託機関に提出する際に、登記簿謄本、公図、市町村固定資産税評価証明書を添えて提出する。
- (2) 借受者以外からの担保提供を受ける場合には、担保提供承諾書（第1号様式）を添付する。

2 担保の調査

- (1) 事務委託機関は、提供された担保物件についての林業改善資金担保評価調書（第2号様式）を作成し、林業・木材産業改善資金運営協議会に提出する。
- (2) 知事は、林業・木材産業改善資金運営協議会において担保の適否について意見を求める。

3 担保の要件

貸付金額（既貸付残額を含めた金額とする。）以上の担保余力があること。

4 担保の評価

- (1) 田、畑、山林及び宅地については、固定資産税評価額とする。
固定資産税評価額 \geq 貸付金額
- (2) 建物については、原則として評価の対象としない。ただし、担保となる土地の上に建物がある場合には、土地と共に建物にも抵当権を設定する。

5 抵当権設定の順位

- (1) 県が第1順位で設定すること。

6 事務手続き

- (1) 担保の提供を申し出た借受者が貸付決定を受けた場合には、次の関係書類を事務委託機関を通じて森と人の共生推進課長に提出する。
 - ①借用証書
 - ②抵当権設定契約書（第3号様式）
 - ③承諾書（担保提供者）（第4号様式）
 - ④登記義務者が法人の場合は、資格証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ⑤登記義務者の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ⑥登記原因につき第三者の許可、同意又は承認を要する場合は、その許可等を証する書面
- (2) 知事は、借受者及び担保提供者と抵当権設定契約を締結した場合には、直ちに抵当権設定の登記を嘱託しなければならない。
- (3) 知事は、提供された担保物件を特定し、明らかにするため、写真を撮影し、契約書等とともに保存する。
- (4) 抹消登記の嘱託
 - ①知事は、貸付金の償還が完了した場合には担保を提供した借受者に対し第5号様式により抵当権設定登記の抹消登記について通知し、抵当権設定登記の抹消登記申請書（第6号様式）に基づき抵当権設定登記の抹消登記を嘱託しなければならない。
 - ②抵当権設定登記の抹消登記の登録免許税は、借受者（抵当権設定者）の負担とする。
 - ③知事は、登記所より交付される登記済証を借受者（抵当権設定者）に送付する。

附 則

この要領は、平成6年3月14日から施行する。
この要領は、平成16年1月16日から施行する。
この要領は、令和元年5月13日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

担 保 提 供 承 諾 書

年 月 日

奈良県知事殿

担保提供者

住所

氏名

印

私は、借受者 が 年 月 日付け奈良県林業・木材産業改善資金貸付申請書に基づく債務を担保するため、下記所有する不動産を提供することを承諾します。

記

種 別	所 在 地	地 番	地 積 又 は 床 面 積	摘 要
	郡 町 大字		m ²	
			m ²	

抵当権設定契約書

奈良県（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）は、甲が 年 月 日付けで乙に対して貸付けた林業・木材産業改善資金に関する一切の債務（末尾表示の債務。以下「貸付金債務」という。）の履行を担保するため、林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第8条に基づき次により抵当権設定契約を締結する。

（抵当権の設定）

第1条 乙は、貸付金債務を担保するため、甲に対し、その所有の後記表示の不動産に順位第1位の抵当権を設定した。

2 乙は、甲の指示により直ちに前項による抵当権設定の登記申請手続きをするものとする。

（抵当物件の処分及び現状変更等の制限）

第2条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、抵当物件の所有権を移転し、又はその上に他物権若しくは賃借権を設定し、その他抵当物件の現状を変更する等により、甲に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（通知義務）

第3条 乙は、抵当物件が滅失し、毀損し、若しくはその他により担保価値が下落したとき、又はそれらのおそれがあるときは、直ちにそのことを甲に通知しなければならない。

（増担保又は代わり担保の提供等）

第4条 前条の場合において、乙は、甲が増担保又は代わり担保の提供を求めたときは、これを提供しなければならない。

2 前項の規定による甲の請求に対して乙が担保の提供をしないときは、乙は甲の請求に基づき貸付金債務の全部又は一部の弁済をしなければならない。

（補償金、精算金等）

第5条 抵当物件の滅失、毀損、公用徴収、借地条件の変更又はその他の原因により、乙が補償金、精算金等を受けることとなったときは、乙は、その債権を甲に譲渡し、又は取立の権限を甲に授与するものとする。

2 甲は、前項の規定により金銭を受領したときは、貸付金債務の弁済期のいかににかかわらず適宜弁済に充当することができるものとし、乙はこれに対して異議を申立てないものとする。

（抵当物件の処分）

第6条 乙が、林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第1条に定めるところにより期限の利益を失ったとき、若しくは契約に定める債務の履行を怠ったときは、甲は直ちに本抵当権を実行することができるものとする。

（処分の方法）

第7条 抵当権実行に際しては、甲は任意選択するところにより抵当物件を全部一括又は分割して競売することができる。

（抵当物件の調査）

第8条 甲が、債権保全上必要があると認め、抵当物件の調査又はこれに関する報告を求めたときは、乙はいつでもこれに応ずべきものとする。

（費用負担）

第9条 この契約の締結及び登記に必要な費用は、すべて乙が負担する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 債権者（抵当権者） 奈良県
奈良市登大路町30
奈良県知事 印

乙 債務者
住所
氏名 印

1 債務の表示

(1) 債権額	金	円也
(2) 貸付年月日	年	月 日
(3) 償還条件	第1回	年 月 日金 円也
	第2回	年 月 日金 円也
	第3回	年 月 日金 円也
	第4回	年 月 日金 円也
	第5回	年 月 日金 円也
	第6回	年 月 日金 円也
	第7回	年 月 日金 円也
	第8回	年 月 日金 円也
	第9回	年 月 日金 円也
	第10回	年 月 日金 円也
	第11回	年 月 日金 円也
	第12回	年 月 日金 円也
	第13回	年 月 日金 円也
	第14回	年 月 日金 円也
	第15回	年 月 日金 円也
(4) 利息	無利息	
(5) 違約金	年 12.25%	

2 抵当物件目録

種別	所在地	地番	地積
			m ²

抵当権設定契約書

奈良県（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）ならびに担保提供者（以下「丙」という。）は、甲が 年 月 日付で乙に対して貸付けた林業・木材産業改善資金に関する一切の債務（末尾表示の債務以下「貸付金債務」という。）の履行を担保するため、林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第8条に基づき次により抵当権設定契約を締結する。

（抵当権の設定）

第1条 丙は、貸付金債務を担保するため、甲に対し、その所有の後記表示の不動産に順位第1位の抵当権を設定した。

2 丙は、甲の指示により直ちに前項による抵当権設定の登記申請手続きをするものとする。

（抵当物件の処分及び現状変更等の制限）

第2条 丙は、甲の書面による承諾がなければ、抵当物件の所有権を移転し、又はその上に他物権若しくは賃借権を設定し、その他抵当物件の現状を変更する等により、甲に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（通知義務）

第3条 乙又は丙は、抵当物件が滅失し、毀損し、若しくはその他により担保価値が下落したとき、又はそれらのおそれがあるときは、直ちにそのことを甲に通知しなければならない。

（増担保又は代わり担保の提供等）

第4条 前条の場合において、乙は、甲が増担保又は代わり担保の提供を求めたときは、これを提供しなければならない。

2 前項の規定による甲の請求に対して乙が担保の提供をしないときは、乙は甲の請求に基づき貸付金債務の全部又は一部の弁済をしなければならない。

（補償金、精算金等）

第5条 抵当物件の滅失、毀損、公用徴収、借地条件の変更又はその他の原因により、丙が補償金、精算金等を受けることとなったときは、丙は、その債権を甲に譲渡し、又は取立の権限を甲に授与するものとする。

2 甲は、前項の規定により金銭を受領したときは、貸付金債務の弁済期のいかににかかわらず適宜弁済に充当することができるものとし、乙はこれに対して異議を申立てないものとする。

（抵当物件の処分）

第6条 乙が、林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第1条に定めるところにより期限の利益を失ったとき、若しくは契約に定める債務の履行を怠ったときは、甲は直ちに本抵当権を実行することができるものとする。

（処分の方法）

第7条 抵当権実行に際しては、甲は任意選択するところにより抵当物件を全部一括又は分割して競売することができる。

（抵当物件の調査）

第8条 甲が、債権保全上必要があると認め、抵当物件の調査又はこれに関する報告を求めたときは、乙はいつでもこれに応ずべきものとする。

（費用負担）

第9条 この契約の締結及び登記に必要な費用は、すべて乙及び丙が負担する。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 債権者（抵当権者） 奈良県
奈良市登大路町30
奈良県知事 印

乙 債務者
住所
氏名 印

丙 担保提供者
住所
氏名 印

1 債務の表示

(1) 債権額	金			円也	
(2) 貸付年月日		年	月	日	
(3) 償還条件	第1回	年	月	日金	円也
	第2回	年	月	日金	円也
	第3回	年	月	日金	円也
	第4回	年	月	日金	円也
	第5回	年	月	日金	円也
	第6回	年	月	日金	円也
	第7回	年	月	日金	円也
	第8回	年	月	日金	円也
	第9回	年	月	日金	円也
	第10回	年	月	日金	円也
	第11回	年	月	日金	円也
	第12回	年	月	日金	円也
	第13回	年	月	日金	円也
	第14回	年	月	日金	円也
	第15回	年	月	日金	円也
(4) 利息	無利息				
(5) 違約金	年 12.25%				

2 抵当物件目録

種別	所在地	地番	地積
1			m ²

承 諾 書

1、不動産の表示
 後記のとおり
 私は前記不動産について奈良県林業・木材産業改善資金貸付規
 則に基づき、
 則に基_づき、
 の担保として、
 抵当権を設定したので、その登記をすることを承諾する。
 年 月 日
 が借受けた金
 奈良県のため後記のとおり
 円也

住 所 年 月 日
 名 称
 代 表 者 職 氏 名

印

奈良県知事 殿

一、	登記原因及びその日付	年 年 月 月 日 日	金 銭 消 費 貸 借
一、	債権額	年 年 月 月 日 日	円 也
一、	利息	無 利 息	
一、	損害金	年 毫 式 ・ 式 五 帕 ー セ ン ト	
一、	債務者住所名称	奈 良 県	
一、	抵当権者	奈 良 県	
一、	不動産の表示	奈 良 県	

以上

森と人 号 外
年 月 日

借受者（担保提供者）

住所

氏名

様

奈良県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課長

抵当権設定登記の抹消登記について

年 月 日に貸付けた下記貸付金は 年 月 日をもって償還が完了しましたので連絡します。

貸付時に担保として提供された不動産に設定登記しました抵当権の解除及び抹消登記をする用意がありますので、来る 年 月 日までに抵当権設定登記の抹消登記申請書を提出してください。

なお、その際、当該物件の登記簿謄本を添付するとともに、所轄の法務局へ納める登記手数料として不動産一筆につき , 000円の収入印紙も併せて送付してください。

記

1 貸付決定番号

2 貸付金額

奈良県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

抵当権設定登記の抹消について（申請）

私は、 年 月 日に林業・木材産業改善資金 金
円也を借り受けるにあたり、下記の不動産を担保提供していますが、
年 月 日けで償還を完了したので、当該不動産に設定登記された抵当権を
解除及び抹消登記して下さるよう申請します。

記

種 別	所 在 地	地 番	地積又は 床面積	所 有 者 氏 名
	郡 町 大字		m ²	
			m ²	

※添付書類等

- ① 上記不動産の登記簿謄本
- ② 収入印紙 金 ， 0 0 0 円分（1筆につき ， 0 0 0 円）

奈良県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

抵当権設定登記の抹消について（申請）

私は、 年 月 日に が林業・木材産業改
善資金 金 円也を借り受けるにあたり、下記の不動産を担保提
供していますが、 年 月 日付けで償還を完了したので、当該不動
産に設定登記された抵当権を解除及び抹消登記して下さるよう申請します。

記

種 別	所 在 地	地 番	地積又は 床面積	所 有 者 氏 名
	郡 町 大字		m ²	
			m ²	

※添付書類等

- ① 上記不動産の登記簿謄本
- ② 収入印紙 金 , 000円分（1筆につき , 000円）